

会 員 各 位

社団法人青森県柔道整復師会  
会 長 佐藤 金一  
保険部長 関 裕二郎

(重要なお知らせ)  
地震被災に伴う柔道整復師施術療養費の取扱いについて

平成23年3月11日の東日本大震災発生以降、厚生労働省より多くの事務連絡通知が出されております。3月の事務局だよりにおいても「震災における医療保険制度の当面の対応について」を会員の皆様にお知らせをしたところです。

そしてこの度、厚生労働省より柔道整復師施術療養費の取扱い等に関する通知が出されましたのでお知らせ致します。

【厚生労働省保険局医療課発事務連絡】

①平成23年4月1日付

『被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて』

②平成23年4月6日付

『地震の被災に伴う柔道整復師の施術に係る療養費の請求について』

※上記通知文書は厚生労働省HPで閲覧できます。

**厚生労働省事務連絡通知の重要なポイント**

【被保険者証等提示の有無の対応について】

- ・ 前回会員通知のとおり

【一部負担金の徴収猶予について】

- ・ 患者対象者は前回会員通知のとおり
- ・ 対応施術所は「災害救助法の適用市町村に所在する施術所に限って、緊急やむを得ない措置として特別に認める」

↓↓

**青森県内では「八戸市、上北郡おいらせ町」の施術所に限定**

【レセプト記載方法等】

- ・ 被保険者証の記号番号が確認できない場合は、レセプトの欄外上部に赤色で(不詳)と記載すること
- ・ 一部負担金の徴収を猶予した場合は、レセプトの欄外上部に赤色で(災)と記載し、他のレセプトとは区分して提出すること
- ・ 同月内に同じ患者に一部負担金の徴収猶予をした施術としない施術が混在する場合には、それぞれ別のレセプトに記載の上、同一患者に係る申請書をクリップでとめ、他のレセプトと区分して提出すること

※参考までに協会けんぽ青森支部作成の記入例を添付しますのでご活用下さい。